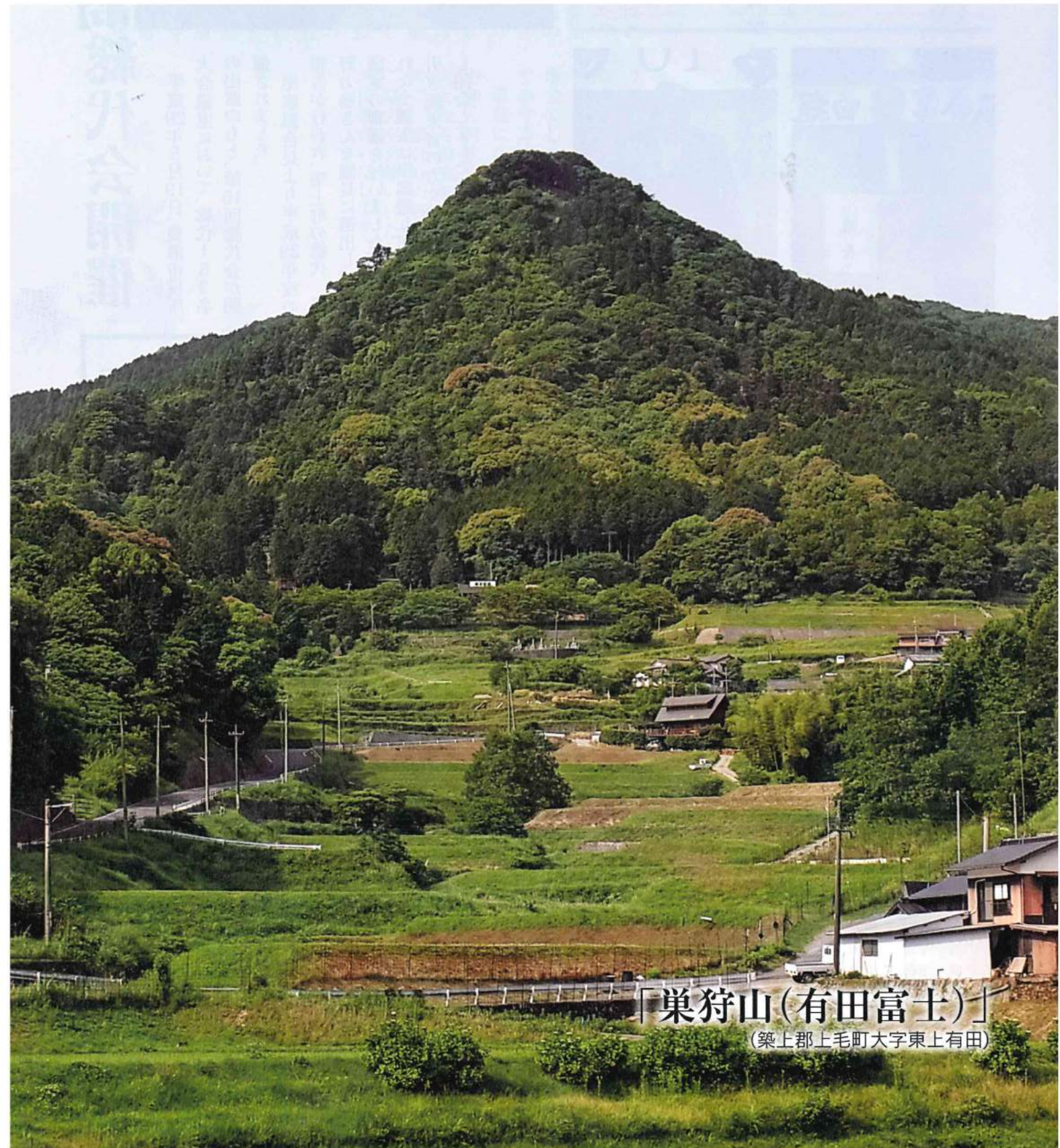


木 木 木 [もり]
木 木 木 だより

発行／豊築森林組合
企画・編集／広報委員



「巣狩山(有田富士)」

(築上郡上毛町大字東上有田)

第16回 通常総代会開催



平成29年5月19日、豊前市役所大会議室において、総代153名の出席のもと、第16回総代会が開催されました。
尾家組合長より平成28年度の報告が行われ、築上町の総代 平野力範さんを議長に選出し、左記議案の審議を行いました。提案された全議案は原案通り可決され、引き続来資の方々の祝辞を頂戴し閉会しました。

- 【第1号議案】平成28年度業務報告の件
- 【第2号議案】平成29年度事業計画の件
- 【第3号議案】役員報酬の件
- 【第4号議案】平成29年度借入金最高限度額の件
- 【第5号議案】一組合員に対する貸付金最高限度額の件
- 【第6号議案】余裕金預入先の件
- 【第7号議案】役員を選任について
- 【第8号議案】定款変更について
- 【第9号議案】森林経営規程の制定について



組合長就任のご挨拶



代表理事 組合長
白川 義雄

新緑の候、組合員の皆様にはご健勝のことと思います。このたび尾家組合長の後任として、理事会のご推挙により代表理事組合長の席をお預かりすることとなりました。何ぶんにも浅学非才ですので、責任の重さを身を持って感じています。また先輩たちの名をけがさないように、全力を挙げて職務に邁進する所存でありますので組合員の皆様方のご指導、ご支援を心からお願ひ申し上げます。

私は永らく町職員として森林行政に携わって参りました。森林に対する考えも変わってまいりました。以前は建築材供給を主目的としてとらえていましたが、水源涵養保安林、土砂崩壊防備林、レクリエーションの場として利用される保健林や名所や旧跡を美しい景色

と共に残していく風致保安林など様々な公益機能を森林は有しています。

しかしながら木材価格が安いため森林所有者の山林への関心は薄くなるばかりです。森林環境税の導入により未整備森林の減少と造林補助金の活用により組合員の皆様に還元出来るよう事業を推進していく所存でございます。

また当組合は流通・加工・直売と多種に亘る事業展開を行っており県下でも特色有る組合と位置づけられています。今後も組合員の要望のある事業や施設について理事会でしっかり協議していく所存であります。

最後になりますが、地域林業が力強く再生出来るよう、役員一丸となり鋭意努力してまいりますので、組合員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたしまして就任の挨拶といたします。

平成29年4月1日～平成32年3月31日

新総代氏名

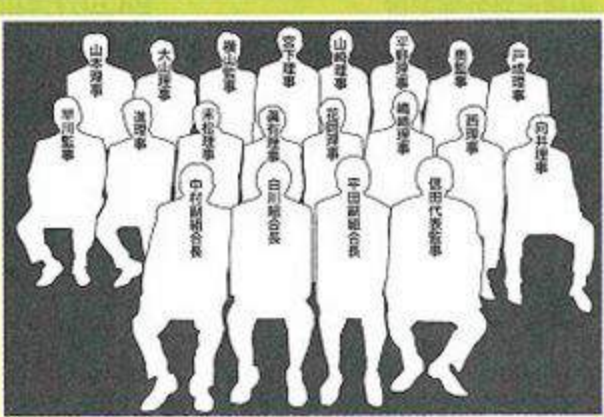
1区(豊前市) 73名										2区(築上町) 82名										3区(上毛町) 45名									
山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文	山本 隆文

※一部画像を加工しています

森林組合新執行体制決まる

平成二十九年五月十九日開催の第16回総代会において下記の方々が選任され、同日開催の理事会・監事会で組合長、副組合長、代表監事が選任されました

【森林組合新役員】																													
代表理事	白川 義雄	(築上町)	副組合長	中村 崇	(上毛町)	副組合長	平田 精一	(豊前市)	理事	大山 憲治	(豊前市)	理事	嶋崎 博晴	(築上町)	理事	進 信孝	(築上町)	理事	末松 元	(上毛町)	理事	戸成 博文	(豊前市)	理事	西 隆文	(築上町)	理事	花岡 完和	(豊前市)
代表監事	平野 玉夫	(築上町)	監事	眞有 道行	(豊前市)	監事	宮下 久雄	(築上町)	監事	向井 義信	(築上町)	代表監事	山崎 和彦	(上毛町)	代表監事	山本 信秋	(上毛町)	代表監事	信田 博見	(築上町)	代表監事	奥 正巳	(豊前市)	代表監事	早川 治人	(築上町)	代表監事	横山 健一	(上毛町)



自然素材の 京築ブランド館 JForest

京築ブランド館は、H28年度より西日本工業大学デザイン学部建築学科の先生及び生徒さん達のお力を借り、自転車ラックの製作に取り掛かり商品化を目指しています。



平成29年度 京築ブランド館 木工・物作り教室 年間 予定表

開催日	開催日	金額	対象者	
7月23日	第4日曜	本棚	500円	親子
8月20日	第3日曜	竹細工・イス・本棚 色々	500円~800円	親子
9月24日	第4日曜	背付イス	500円	親子
10月22日	第4日曜	スライド本棚	500円	親子

※木工時間 10時より
※日時や製作物は、急遽変更することがあります。

小径木加工場

杭木、製材品の単価のお知らせ

●杭木単価表

単位:ミリ円

種別	規格	防腐処理	
		白木	防腐
横木	600 * 60	170	220
	750 * 60	200	270
杭木	450 * 60	120	155
	600 * 60	180	235
	900 * 60	250	330
	1200 * 60	320	430
	1500 * 60	390	530
	1800 * 60	460	630
	2000 * 60	510	690

●製材品単価表

単位:ミリ円

種別	規格	単位	樹種	
			杉	桧
横木	2000 * 21 * 36	本	70	
	2000 * 12 * 90	坪	1,300	
杭木	2000 * 12 * 105	坪	1,300	
	2000 * 12 * 120	坪	1,300	
	4000 * 30 * 45	本	270	
	4000 * 45 * 60	本	540	700
	4000 * 90 * 90	本	1,620	2,700
	4000 * 105 * 105	本	2,200	2,870
	3000 * 90 * 90	本	1,220	1,580

杭木用原木丸太を購入します。購入価格は下記の通りです。組合員の皆様、資源の有効活用を図りましょう。

長さ	樹種	末口	買取価格		備考
			持込	引取	
2m	杉 桧	7cm~13cm	60		大曲は買取出来ません
3m	杉 桧	7cm~11cm	100	80	大曲は買取出来ません
4m	杉 桧	7cm~11cm	200	170	大曲は買取出来ません
3m	杉 桧	12cm~13cm	280	320	大曲は買取出来ません
4m	杉 桧	12cm~13cm	400	350	大曲は買取出来ません

※持込は1本から。現場引取は4t車進入可能な場所で30本以上でお願いします

組合の状況

単位:人、千円

組合員と出資金	組合員数	3,161	出資金額	58,889
---------	------	-------	------	--------

◆平成28年度貸借対照表(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

(単位:円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	
現金	1,381,670
預金	223,188,725
受取手形	1,014,074
売掛金	10,480,485
棚卸資産	25,607,386
未収金	202,761,171
立替金	12,580,579
差入保証金	0
仮払金	1,771,254
流動資産合計	478,785,344
固定資産	
有形固定資産	119,823,348
無形固定資産	374,950
外部出資	13,549,000
長期貸付金	0
リサイクル預託金	193,145
繰延資産	0
固定資産合計	133,940,443
資産合計	612,725,787

負債及び資本の部	
科目	金額
流動負債	
買掛金	689,560
未払金	59,232,884
未払消費税	6,755,200
前受金	1,086,000
預り金	7,930,120
受託販売預り金	31,961,534
仮受金	371,344
出資預り金	1,669,143
未払法人税等	7,000,000
流動負債合計	116,695,785

固定負債	
長期借入金	0
賞与引当金	11,813,568
退職給付引当金	131,791,000
森林担保借入金	0
固定負債合計	143,604,568
負債合計	260,300,353

資本の部	
出資金	66,512,000
法定準備金	78,846,195
任意積立金	181,654,567
資本準備金	845,192
当期末処分剰余金	24,567,480
資本合計	352,425,434
負債・資本合計	612,725,787

◆平成28年度剰余金処分について

(単位:円)

科目	積算内訳	小計	合計
I 当期末処分剰余金			24,567,480
II 剰余金処分額			
1 法定準備金	当期剰余金の5分の1以上	5,000,000	
2 任意積立金		16,000,000	
3 出資配当金	出資金の3%	1,995,360	
III 次期繰越金			1,572,120

●主な対象作業種と補助要件(簡易版)

作業種	森林環境保全直接支援事業	県単造林事業
人工造林	面積0.10ha以上 植栽本数 1500本/ha以上 農地の場合、転用手続きが必要	面積0.05ha以上 植栽本数 1500本/ha以上 農地の場合、転用手続きが必要
下刈	面積0.10ha以上 植栽から原則5回まで 6回以上の下刈については、要事前協議	面積0.05ha以上 植栽から原則5回まで 6回以上の下刈については、要事前協議
枝打	経営計画を作成した森林 枝打後の枝下高が3m以上 30年生以下の枝葉の除去 31年生~60年生以下場合は間伐と一体的に行う必要あり	枝打後の枝下高が3m以上 30年生以下の枝葉の除去 31年生~60年生以下場合は間伐と一体的に行う必要あり 35年生以下で、除伐、保育間伐と一体的に行う地上約1.5mまでの枝葉の除去(下枝打)
除伐	経営計画を作成した森林 不要木・侵入竹の除去(主に刈払機を使用し、下枝打は含まない) 過去5年以内に同一施行地において、除伐、間伐等を実施していないこと。	不要木・侵入竹の除去(主に刈払機を使用し、下枝打は含まない) 過去5年以内に同一施行地において、除伐、間伐等を実施していないこと。
保育間伐	経営計画を作成した森林 不要木の除去(主にチェーンソーを使用し、下枝打は含まない) 成立本数の20%以上の伐採。 過去5年以内に同一施行地において、除伐、間伐等を実施していないこと。	不要木の除去(主にチェーンソーを使用し、下枝打は含まない) 成立本数の20%以上の伐採。 過去5年以内に同一施行地において、除伐、間伐等を実施していないこと。
間伐	経営計画を作成した森林 施行地面積の合計が5ha以上で搬出材積が平均10m ³ /ha以上 成立本数の20%以上の伐採。 過去5年以内に同一施行地において、除伐、間伐等を実施していないこと。	切捨間伐…成立本数の20%以上の伐採。 搬出間伐…成立本数の20%以上の伐採。1施行地で10m ³ /ha以上を搬出。 過去5年以内に同一施行地において、除伐、間伐等を実施していないこと。
森林作業道整備	「福岡県森林作業道作設指針」に適合する作業道の開設・改良。 人工造林・間伐等のいずれかの施業と一体的に実施すること。 森林作業道台帳を作成、管理すること。 開設は、一体的に実施する施業に2年先行し、実施できる。	
鳥獣害防止施設等整備	人工造林・間伐等のいずれかの施業と一体的に実施すること。 防護柵、食害防止チューブ、忌避剤、枝条巻きが対象。 一体的に実施する施業の2年前から実施後5年を経過するまでの間に実施。	防護柵、食害防止チューブ、忌避剤、枝条巻きが対象。 50年生までのスギ・ヒノキの人工林、又はスギ・ヒノキ等の人工林予定地の合計面積が0.05ha以上。

山林の手入れに対する補助金制度について

東西支所から

- 東部支所(本所内)
☎0979-82-7529
- 西部支所
☎0930-54-0001

事業名	森林環境保全直接支援事業	県単造林事業
採択要件	森林経営計画に基づき実施された森林施業	国庫補助事業の補助要件等を満たさない森林施業
補助対象となる作業の種類	人工造林・下刈・枝打・除伐・間伐・森林作業道・鳥獣害防止施設等整備 (内容については左頁参照)	同左
補助率	標準事業費*1の68%	標準事業費の28%

*1標準事業費とは、国が定める標準工程を基に、地域に応じて都道府県が定める1haの作業に要する経費です

昨今の林業経営には補助金制度が欠かせません。今回、補助金制度について説明します。
現在、豊築森林組合では、国庫補助金「森林環境保全直接支援事業」と福岡県補助金「県単造林事業」の2種類の補助金制度を利用しており、内容は次の通りです。



上記の通り、国庫補助金「森林環境保全直接支援事業」の方が補助率が高くなっています。「森林環境保全直接支援事業」の補助制度を利用するためには必要なのが「森林経営計画」に入っているかどうかです。「森林経営計画」とは、おおむね20ha程度の山林をとりまとめた団地を作り、5年間の森林施業に関する計画を作成し、市町村長に認定された計画です。
以前のように一人の所有者だけでの補助申請が出来なくなりました。
森林組合では随時森林経営計画に関するご案内文書を作成してありますのでご協力をお願いします。



自分で山の手入れを行いたい方へ
自分で山の手入れを行った場合でも、補助金の交付を受けることができます。その場合でも、まずは森林経営計画の作成から始まります。
方法としては自分自身で森林経営計画を作成するか、森林組合等と共同で森林経営計画を作成するかですが、自分自身で作成するのは非常に難しいと思いますので、森林組合等と共同で作成することをおすすめ致します。
また、着工前後の写真(原則GPS情報付)が必要となりますので、申請の際はご注意ください。

まとめ

自分で作業する場合も、森林組合に委託する場合にも、金額の高い補助制度を利用するのであれば、まずは森林経営計画の作成が必要になります。
当組合が森林経営計画を作成する場合、「森林経営委託契約書」を対象の森林所有者様と締結させていただきますので、今後とも引き続きご理解ご協力を宜しくお願い致します。また、補助要件等を詳しくお聞きしたい方はお気軽に組合までご連絡下さい。

- ◎ご不明なこと等ございましたら下記の担当者にご連絡下さい。
- 豊前市担当/金崎
東部支所 ☎0979-82-7529
 - 上毛町担当/谷山
東部支所 ☎0979-82-7529
 - 築上町担当/山口、栗田
西部支所 ☎0930-54-0001

理事会報告

平成28年度下期以降の理事会の内容を報告します。提案された議案すべてが承認されました。

平成29年4月理事会	平成29年2月理事会
協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 第1号議案 平成28年度業務報告の件 ● 第2号議案 平成29年度事業計画の件 ● 第3号議案 役員報酬の件 ● 第4号議案 平成29年度借入金最高限度額の件 ● 第5号議案 一組員に対する貸付金の最高限度額の件 ● 第6号議案 余裕金預入先の件 ● 第7号議案 役員を選任の件 ● 第8号議案 定款変更について ● 第9号議案 森林経営規程制定について ● 第10号議案 理事との請負契約について ● 第11号議案 平成28年度総代会開催について 	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 第1号議案 平成28年度事業について ● 第2号議案 役員・総代改選について ● 第3号議案 分収造林契約の変更について ● 第4号議案 諸規定の変更について



京築地域農業・農村活性化推進大会開催

平成29年1月25日荻田町中央公民館で「地域を元気にする 未来へのシカケ」を大会テーマに第15回京築地域農業・農村活性化推進大会が開催され、当組合から尾家組合長と谷中久夫店長（京築ブランド館）の2名がパネラーとして参加しました。京築地域が抱える農林業の後継者不足に対する対応や6次産業化への取り組み結果について意見発表を行いました。



意見発表する尾家組合長と谷中店長（尾家組合長の左後方）

山林売買を考えている方へ

ここ数年、山林売買で森林所有者が境界が解らず隣接している山林も同時に販売した事例や伐採業者が境界を間違えて切り込んだ事例が発生しています。また、売買価格が非常に安かったのではないと思われる事例も見受けられます。このような問題が起きる前に森林組合に相談して下さい。

おつかれさまでした

定年退職者紹介

長年にわたり、当組合職員として地域林業の発展のため尽力くださった職員がこの度、定年を迎えた退職されました。長い間、本当にお疲れ様でした。



岡田 洋子さん

平成4年4月
大平森林組合入組、
勤続年数25年
(引き続き再雇用職員として勤務)

組合員の皆様へ

平成28年度出資配当金について

5月19日の総代会において3%の配当が承認されました。配当金は出資預かり金として預からせて戴き、1,000円を超している方につきましてはは出資金(1口・1,000円)に振り替えさせていただきますのでお知らせいたします。平成20年度より出資証券は発行せず、出資証明書に替えさせていただきますのでご了承願います。

名義変更のお願い

組合員が亡くなられた場合は、早急に名義変更(相続加入)の手続きをお願いいたします。手続きは本所、支所で行っています。

編集後記

山は要らないのか?

昨年(2016年)の7月号で森林組合法の一部改正により森林組合が森林を経営することが可能になると報告しましたが、本年5月の総代会で森林経営規程の制定が承認され、森林経営事業に取り組みることが可能となりました。今回制定された経営規程の主な内容は「適切に森林経営を行いうる組合員がない森林について行うものとする」とあります。総代会において別の議案の質問のなかで、娘に山を残そうと伝えたと「要らない」と断られたそうです。またある方から子供は居ないので相続する人も居ない。これから先どうすればいいのかとの相談も受けました。森林経営規程では森林を経営する事となっており、あくまでも事業として成り立つことが必要となってくるため、採算の合わない森林は持ちにくい状況です。今後理事会で相続をしっかりと出来ない組合員の森林について検討していく必要があると思います。